

## 鳥取大学大学院医学系研究科派遣学生及び特別聴講学生規程

平成17年6月22日  
鳥取大学医学部規則第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取大学大学院学則(平成16年鳥取大学規則第56号。以下「大学院学則」という。)第23条及び第56条の規定に基づき、鳥取大学大学院医学系研究科(以下「本研究科」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規定における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 「派遣学生」とは、本研究科の学生で、本研究科の教育課程の一環として大学院学則第19条の規定により、他の大学院若しくは外国の大学院(以下「他の大学院」という。)の授業科目を履修する者又は第21条の規定により他の大学院若しくは研究所等(以下「他の大学院・研究所」という。)において研究指導を受ける者をいう。
- 二 「特別聴講学生」とは、他の大学院の学生で本研究科の授業科目を履修する者をいう。
- 三 「大学院間協議」とは、派遣学生及び特別聴講学生の取扱いについて、あらかじめ本研究科と他の大学院・研究所との間で、履修できる授業科目の範囲、研究指導の内容、対象となる学生数、単位の認定方法及び授業料等の費用の取扱いその他必要な措置に関して行う協議をいう。
- 四 「協議機関の長」とは、大学院間協議における他の大学院・研究所の長をいう。

(派遣学生及び特別聴講学生の取扱い)

第3条 派遣学生及び特別聴講学生の取扱いは、大学院間協議が成立したものについて行う。ただし、外国の大学院又は研究所等(以下「外国の大学院等」という。)にあっては、やむを得ない事情があるときは事前の協議を欠くことができる。

(派遣学生の申請及び許可)

第4条 派遣学生を志願する者は、指導教員の許可を得て、派遣学生許可願(様式1)に大学院間協議に基づく必要書類を添えて、研究科長に願い出なければならない。

2 派遣学生を志願する者は、学生教育研究災害傷害保険等に加入しなければならない。

第5条 前条の願い出があったときは、鳥取大学大学院医学系研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)の議を経て、研究科長が協議機関の長と協議の上、派遣を許可する。ただし、外国の大学院等に留学を志願する学生については、留学願を研究科長を経て学長に提出の上、許可を得なければならない。

(派遣学生の履修期間等)

第6条 派遣学生の履修期間又は研究指導を受ける期間(以下「履修期間等」という。)は、1年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により履修期間等の延長を願い出たときは、研究科委員会の議を経て、研究科長が当該協議機関の長と協議の上、許可することができる。ただし、この場合においても、修士課程(博士前期課程)の学生に研究指導の延長を認める場合には、当該研究指導を受ける期間は通算して1年を超えないものとする。

第7条 前条に規定する履修期間等は、本研究科の修業年限及び最長在学年限に算入する。

(派遣学生が他の大学院で修得した単位)

第8条 派遣学生が他の大学院で修得した単位は、研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で課程修了要件となる単位に含めることができる。この場合において、授業科目及び単位数は、当該専攻において定めるものとする。

2 前項の単位認定は、当該他の大学院の学業成績証明書等により、研究科委員会が行う。この場合において、授業時間数及び授業形式等を考慮した上で、本研究科の単位に換算するものとする。

3 単位制をとらない外国の大学院等における学修成果の単位換算は、前項の規定を準用する。

(派遣学生の履修報告書等)

第9条 派遣学生は、履修期間等が終了したときは、直ちに履修報告書(様式2)を研究科長に提出しなければならない。

2 外国の大学院等に留学した派遣学生にあっては、前項に定めるもののほか、帰国後速やかに帰着届を研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(派遣学生の授業料等)

第10条 派遣学生は、派遣期間中も授業料を本学に納付するとともに、他の大学院・研究所の定めるところにより、必要な経費を当該他の大学院・研究所に納付するものとする。

(派遣学生の取消し)

第11条 研究科長は、当該協議機関の長から受入れ取消しの通知を受けたときは、派遣を中止するものとする。

(特別聴講学生の申請及び許可)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の書類を他の大学院の長を経て、研究科長に願い出なければならない。ただし、履歴書及び成績証明書については、大学院間協議に基づき省略することができる。

一 特別聴講学生入学願(様式3)

二 履歴書

三 成績証明書

四 指導教員の推薦書

五 身元保証書(外国の大学院に在学する学生のみ。)

2 前項の願い出の時期は、学期始めの2か月前までとする。ただし、外国の大学院の学生にあっては、原則として6か月前までとする。

第13条 前条の願い出があったときは、研究科委員会の議を経て研究科長が受入れを許可する。

2 研究科長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、他の大学院の長を経て本人にその旨通知する。

(特別聴講学生の受入れ期間)

第14条 特別聴講学生の受入れ期間は、1年以内とする。

(特別聴講学生の履修授業科目)

第15条 特別聴講学生は、大学院間協議で定められた範囲内で、本研究科の授業科目を履修することができる。

(特別聴講学生に与える単位)

第16条 特別聴講学生には、鳥取大学大学院医学系研究科規程に基づき、所定の単位を与えるものとする。

(特別聴講学生の学業成績証明)

第17条 研究科長は、特別聴講学生の履修が終了したときは、学業成績証明書を作成して他の大学院の長に通知するものとする。

(特別聴講学生の学生証携帯義務)

第18条 特別聴講学生は、学生証の交付を受け常に携帯しなければならない。

(特別聴講学生の授業料)

第19条 特別聴講学生に係わる授業料については、大学院学則第60条に規定するところによる。

(特別聴講学生の受講手続)

第20条 特別聴講学生の受講に関する手続等については、鳥取大学大学院医学系研究科規程に規定するところによる。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成17年6月22日から施行する。